

2023 年度事業計画

1. 外航客船の安全運航・船舶保全に係る諸対策の推進

(1) 外航客船の安全運航・船舶保全に係る諸対策の推進

外航客船の安全運航・船舶保全に係る諸事項について、関係団体、関係省庁との連携を図りながら対応する。

- ・新型コロナウイルスの感染症法上の類型を「5類」引下げ以降の対応
- ・運航関係についての諸案件、台風災害対策、海上・臨海部テロ対策等

(2) 客船の環境保全規制等対策の実施

外航客船に係る世界的な環境保全規制等について、関係団体、関係省庁との連携を図りながら対応する。

- ・IMO 等で検討が進められ、クルーズに影響のある諸案件対応、ヒアリ対策・鳥インフルエンザ・豚コレラ対応その他

2. 利用者保護の充実を図るための諸施策の確立

(1) 苦情相談体制の確立

利用者保護を図るため、運航事業者である会員各社と協力し、利用者からの苦情相談等に対応する。

- ・公共交通事業者等における接客ガイドライン等への対応その他

(2) クルーズ旅客運送約款の見直し等

政府における商法、民法および消費者契約法の見直し、障害者差別解消法の施行等、関係法令の見直しや新法の施行等の動きに対して、畑弁護士のアドバイスを得ながら適宜対応する。

- ・「クルーズ旅行約款（仮称）」の策定対応

3. 客船事業振興・調査広報の諸対策の実施

(1) 振興活動

① クルーズアドバイザー認定制度の運営

2003 年度から、(一社)日本旅行業協会 (JATA) 等の協力を得て、旅行会社の社員を対象にクルーズのスペシャリストを育成し、クルーズの販売促進、マーケットの拡充に役立てることを目的とする資格制度としてスタートした「クルーズアドバイザー認定制度」の「クルーズセミナー・クルーズコンサルタント (C.C) コース」、および5年毎の更新講習である「ブラッシュ・アップ・クルーズセミナー」およびクルーズコンサルタントの上位資格の「クルーズマスター (C.M) コース」が設置されている。

a) クルーズ・コンサルタント (C.C) コース

2023 年度のクルーズコンサルタント (C.C) コースは、前年度に準拠した内容とし、座学セミナーを WEB による期間限定配信、クルーズ教本の PDF・電子書籍版とする他、試験合格を以て資格認定 (失効要件あり) するとともに乗船研修の要件緩和など、コストの低減とともに受講者が受けやすいものとする。

○ 2023 年度クルーズセミナー (C.C) コースの実施日等

《講 義 (研修) 》

1. WEB 配信による研修 WEB 配信期間 2023 年 10 月上旬 2 週間程度
2. 講 義
「クルーズ教本」内容に基づきクルーズマスター (C.M) による WEB 講義 (収録)
3. 教本テキストは当協会ホームページから電子書籍または PDF により受講者が閲覧できるようにする。

《試 験》 60 分

1. 試験日 東 京 2023 年 10 月 23 日 (月)
大 阪 2023 年 10 月 24 日 (火)
名古屋 2023 年 10 月 25 日 (水)
福 岡 2023 年 10 月 27 日 (金)
※受講人数により、会場の追加も有り得る

《試験合格者／乗船研修等》

1. 日程：2023 年 12 月以降 (対象期間の緩和あり：2022 年度同様)
2. 日本籍クルーズ船 (飛鳥Ⅱ、にっぽん丸) に乗船
3. 各本船内での座学研修およびキャビン等船内見学、お客様の立場でクルーズを楽しむ経験

b) ブラッシュ・アップ・クルーズセミナー

第 16 回ブラッシュ・アップ・クルーズセミナーについては、従来通り PC 利用による E-Testing により実施する。

- 第 16 回ブラッシュ・アップ・クルーズセミナー (更新講習) の実施日程
2023 年 8 月下旬～9 月下旬
- 資格失効者を対象とする「救済措置」は行わない。

c) クルーズ・マスター (C.M) コース

第 14 回クルーズセミナー (クルーズ・マスター (C.M) コース) を東京において実施する。

- 第 14 回クルーズセミナー (C.M コース) の実施について
2024 年 2 月 17 日 (土) ～18 日 (日) 2 日間 (該当者 3 名以上の場合実施)

d) C.C. メールによる情報発信

関係委員会及び会員クルーズ会社・船会社 GSA、旅行会社の協力を得て、クルーズアドバイザー資格取得者に対するケアの一つとして、C.C. メールにて旅行会社社員向けクルーズ会社による乗船案内、各種セミナー、クルーズ船の見学会、ファミトリップ等の案内等の情報を発信する。

(2) 調査活動

① 外航客船に関する統計調査及び情報の収集

内外のクルーズ市場の現況等の収集を図り、わが国におけるクルーズ市場開拓の参考に資する。また、クルーズ各社が、入港の際に地元住民に対して実施している本船見学会の実施状況を調査する（当協会ホームページに掲載）。

(3) 広報活動

クルーズの振興および普及啓発を図るため、一般消費者、クルーズアドバイザーおよびマスコミ等に対する情報提供、広報活動を行う。

① 地方自治体・クルーズ振興地方協議会等が実施するイベント等への協力

会員自治体、クルーズ振興地方協議会等が実施する各種イベントに対して支援・協力する。

② 一般消費者向け「クルーズセミナー及び船内見学会」

クルーズの振興及び普及啓発活動の一環として、一般消費者を対象とする「クルーズセミナー」および「船内見学会」を会員クルーズ会社、会員自治体、クルーズ振興地方協議会メンバー自治体等の協力を得て、各船1回、合計2回程度開催する。なお、実施場所は、クルーズ会社と状況判断の上で実施する。

③ 旅行会社社員を対象とする「クルーズ販売セミナー」

JOPA および JATA（日本旅行業協会）旅行会社のクルーズの企画、販売、営業担当の社員を対象とするクルーズ販売セミナーを会員クルーズ会社、旅行会社、船会社 GSA の協力を得て、JATA との共催で2回程度開催する。

また、同セミナーへの参加を以てクルーズコンサルタント乗船研修の代替措置として扱うこととする。実施時期および場所はクルーズ会社と状況判断の上で実施する。

④ 2023 年度（第 13 回）「クルーズ・オブ・ザ・イヤー」

創立 20 周年記念事業としてスタートした、独創的な、ユニークな、話題性のあるクルーズを企画・実施した旅行会社、クルーズ運航会社及びクルーズ客船の誘致に努めている港湾管理者等を表彰する第 13 回「クルーズ・オブ・ザ・イヤー」を国土交通省、観光庁、JATA の後援の下、関係者と実施内容を検討した上で実施する。

⑤ 広報パンフレット等の制作・配布

振興、普及のための広報パンフレットのクルーズ客船編「クルーズをもっと身近に」と国際定期旅客船編「楽しんでみよう気軽な船旅」については、会員自治体、クルーズ振興協議会等が実施する各種イベントにおいて配布する。また、これらパンフレットで改訂すべき内容や新規作成が望まれるパンフレットについては、関係者と調整を図ることとし、今後の展開に向けての準備を行う。

⑥ 広報宣伝活動の展開・実施

一般消費者に対して、クルーズの信頼回復および安全安心のなかでクルーズを楽しんでいただけるよう、また、クルーズの一層の振興を図るため、会員クルーズ会社の全面的な協力を得て、幅広い広報宣伝活動を展開、実施する。また、クルーズ客船の旅を一般消費者にもっと身近に感じていただくことができるよう、ホームページの更新等を行い、当協会が発信できることは随時対応し、効果ある告知強化を図る。2022年度に実施した一般向けクルーズのPR動画「クルーズで充実時間 ～船旅の準備をしよう～」続編の作成については、関係者と調整を図ることとし、今後の展開に向けた準備を行う。

⑦ クルーズ情報等の提供

当協会ホームページについて、毎月のクルーズニュース更新、新型コロナウイルス感染症関係のガイドライン改廃対応など掲載の他、クルーズ会社や国際定期航路会社へ政府等による周知情報の発信を継続する。また、可能な範囲でホームページの改廃を進め、一般消費者はじめ関係者が求める内容の充実を図ることとする。

4. 外航客船に係わる規制緩和等の推進（運営委員会・安全対策委員会他）

外航客船に係わる規制緩和及び諸手続きの簡素化等について検討を行い、所要の対策の実現に努める。

以 上